

フォト・ウォーク34会 規約 [H28年8月見直し]

- (名称) 第1条 本会はフォト・ウォーク34会と称する。
- (目的と活動) 第2条 本会は仲良く楽しむことを第一目標とし、2カ月に一回程度、下記の活動を行う。
- (1) 写真を楽しみ、撮影技術等の向上を図る。
 - (2) 健康づくりと会員相互の親睦を図るためのウォーキング活動を行う。
 - (3) その他目的を達するために必要な活動を行う。
- (会員) 第3条 本会の会員はレイカディア大学34期卒業生とする。
- (役員) 第4条 34会には以下の役員を置く。
- (1) 役員は4名とし、各クラスにクラス幹事を置く。
役職は 会長1名、副会長1名、会計1名・ホームページ1名とし、
必要な場合、副クラス幹事を置く事が出来る。
 - (2) 会長、副会長、会計の任期は2年とし、第8条(3)に定める3グループの
輪番制とする。
 - (3) 会長は必要に応じて顧問・相談役・会計監査(いずれも非役員)を委嘱する。
- (連絡方法) 第5条 会員への連絡は次による。
- (1) 例会案内等の会員への連絡は、情報発信者から各クラスの連絡先へ発信し各クラス内の連絡方法により、速やかに連絡するものとする。
 - (2) 連絡方法はメールを基本とする。メールを使わない場合の連絡方法は各クラスの責任において行うものとする。
- (会費) 第6条 会費は年額1,000円とし途中退会は返却しない。
- (1) 会費は傷害保険、下見費用、集合写真(毎回1枚)、備品購入や必要な事業運営費、葬祭費などに充当する。
 - (2) 会計年度は10月1日～翌年9月30日とする。
 - (3) 繰越金が一定額を超えた場合、次年度の年会費を減額又は免除する。
- (参加費) 第7条 参加費は例会毎に当日払いの拝観料、入場料分を集合時に徴収する。徴収額は集金しやすい金額に調整し、余った場合は年会費へ繰り入れ、不足の場合は年会費から支出する。
- (例会) 第8条 例会は下記の要領で計画・開催する。
- (1) 例会は4月、6月、9月、11月、1月とし、8月に総会・昼食会を開催し、会員の希望、意見を反映させる。
例会の担当は各グループの持ち回りとする。各グループ内の個別例会の担当はグループ内で決定する。
 - (2) 例会予定日は総会で次年度の案を審議・決定する。各例会予定日以外に1か月以内に予備日を設けることとする。
 - (3) グループは園芸Aを第1グループ、園芸Bを第2グループ、陶芸+生活科学+地域文化+健レクを第3グループとする。
- (備品、管理) 第9条 会の備品及びその管理は次の通りとする。
- (1) 34会は備品として、拡声機(ハンドマイク):1ケ、会旗:3本、
参加章(リボン):会員数+予備を有する。
 - (2) 管理責任者は拡声機:会長、会旗は各グループ代表者(クラス幹事)、
参加章は各クラス幹事とする。
 - (3) 備品管理者は毎回の例会時必ず持参する、参加できないときは参加者へ
事前に預ける事とする。

(総会)

第10条 総会は年1回開催する。

- (1) 総会は活動報告、会計報告、その他34会の重要事項を審議する。
- (2) 総会は会員総数の過半数を持って成立する。(委任状は出席数とする)
- (3) 例会等の行事において、書面で活動報告、会計報告等を行い、賛成多数の場合は総会の決議と同等とする。
委任状は書面の他、メール、電話等で意思表示があった者も有効とする。

(規約改正等)

第11条 定めに無い会運営上必要な細目については役員会で決定する。

第12条 本規約は平成25年10月1日より実施する。

以上

フォト・ウォーク34会 確認事項 [H28年8月見直し]

I、ウォーキング計画について

- ① ウォーキング距離については原則として5～7km程度とします。
なるべく平坦な道路とし、登り下りがある場合は案内に記載する。
- ② 参加費は効率的に考え、節約を基本とします（宿泊などは別会計）
参加費の基準は百円単位以上とし、釣銭の要らないよう案内状にも明記します
- ③ ウォーキング参加申し込み締切日については開催案内でお知らせします
参加費は当日集金となりますので、釣銭のいらぬように願います
- ④ 班分けは担当グループを先頭とし、第一、第二、第三の順とする。班分け表は参加者名簿で代用する。

II、レクリエーション保険について

保険料加入は実施日の前々日正午の参加者数を原則とする。
例会が予備日となった場合、当初予定日契約から1か月以内の場合そのまま適用される。

III、集合時間の厳守について

遅刻予定者は現在場所と到着予想時刻を参加者に必ず連絡すること
当日のスケジュールが遅れるため”10分”をめぐりに出発することがあります
この場合、遅刻予定者へ合流場所（ルート）を知らせるので後を追って下さい

IV、天候による開催の判断について

- ① ウォーキング開催時の案内でもお知らせしますが、現地の午前中の降水確率が60%
以上の場合は中止とする
現地当日の降水確率60%以下でも、「現地」又は「自宅」に”警報”が発令されておればウォーキングは中止とする
”警報発令”・・・大雨警報・大雪警報・暴風警報・

VI、バス代、食事代等について

- ① 開催案内でお知らせし、事前又は当日に次の必要費用を徴収する場合があります
 - 1) バスチャータ企画の交通費
 - 2) 予め食事を全員で摂る場合
- ② 申し込み締切日以降に参加をキャンセルする場合は一定経費をご負担頂きます

VII、下見の費用について

- ① 交通費（拝観料も含む）については年会費を充当します
- ② 自家用車の場合は実費を充当します
- ③ 下見の人数は3人程度で、合計9,000円を限度とする。宿泊の場合は下見を実施しない

VIII、フォト講座・展示などについて

講座・展示会場費・設営費・講師費など費用がかかる場合は役員会に諮り、その了承を得ることが必要です

以上